別紙3

# 平成27年度福岡県環境物品等調達方針一覧Ⅰ

※この方針は、平成27年4月1日から適用する。

（判断基準と配慮事項及び調達目標を掲げて取り組む品目）【調達目標100%】

◎品目及び基準等の考え方

・調達推進品目　→ グリーン購入法第6条の規定により国が定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針及び本県において調達実績のある物品等の中から選定した品目である。

・判断基準　→ 環境に配慮していると判断するための基準である。認定リサイクル製品は、判断基準にかかわらず調達可能とする。

・配慮事項　→ 環境負荷を低減する上で、さらに配慮することが望ましい事項である。

◎判断基準で示す表とは、判断基準別表のことである。


| | | |
|---|---|---|
| 1 | 紙類 | 2 |
| 2 | 納入印刷物 | 4 |
| 3 | 文具類 | 5 |
| 4 | オフィス家具等 | 9 |
| 5 | 画像機器等 | 9 |
| 6 | 電子計算機等 | 11 |
| 7 | オフィス機器等 | 12 |
| 8 | 移動電話等 | 14 |
| 9 | 家電製品 | 14 |
| 10 | 照明 | 17 |
| 11 | 自動車等 | 19 |
| 12 | 制服・作業服 | 20 |
| 13 | インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品 | 20 |
| 14 | 防災備蓄用品 | 24 |
| 15 | 設備 | 26 |
| 16 | 公共工事 | 27 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 紙類 | 情報用紙 | 1 コピー用紙 | ① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（表下欄外注）4）(P26)により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。<br>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 | ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。<br>② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。<br>③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 「指標項目」及び「総合評価値」等については、表下欄外注）1～4参照。(P27)<br>2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。<br>3 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。<br>4 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。<br>5 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。<br>6 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。<br>なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。<br>7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。 |
| | | 2 フォーム用紙 | ① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。<br>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。 | ① 製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | ○ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 |
| | | 3 インクジェットカラープリンター用塗工紙 | ① 古紙パルプ配合率70%以上であること。<br>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>③ 塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。 | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 紙類 | 印刷用紙 | 4 印刷用紙（カラー用紙を除く）<br>5 印刷用紙（カラー用紙） | ① ア 印刷用紙（カラー用紙を除く）にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を表下欄外注）8の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。<br><br>イ 印刷用紙（カラー用紙）にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を表下欄外注）8により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。<br><br>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br><br>③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。<br><br>④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 | ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること<br><br>② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。<br><br>③ 製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 「指標項目」及び「総合評価値」等については、表下欄外注）5～8参照。（P27～P28）<br><br>2 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。<br><br>3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。<br><br>4 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。<br><br>5 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。<br>なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。<br><br>6 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。<br><br>7 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。 |
| | 衛生用紙 | 6 トイレットペーパー<br>7 ティッシュペーパー | ○ 古紙パルプ配合率100%であること。 | ○ 製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 納入印刷物 | 共通判断基準 | | ① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br><br>② 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。<br><br>③ 印刷物へリサイクル適性を表示すること。<br>④ 印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。<br><br>⑤ オフセット印刷については、次の要件を満たすこと。<br>ア 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。<br>イ インキの化学安全性が確認されていること。<br><br>⑥ デジタル印刷については、次の要件を満たすこと。<br>ア 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。<br>イ 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 | ① 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。<br><br>② デジタル化の推進等（CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。<br><br>③ 揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。<br><br>④ インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。<br><br>⑤ 一般印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。<br>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>⑦ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | 注）<br>1 本項の対象とする納入印刷物は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等とする。ただし、他の品目であっても、可能な限り判断基準を満たすよう努めること。<br>2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。<br>3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。<br>4 印刷物リサイクル適性の表示等については、表下欄外注）9,10参照。(P28)<br>5 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勧案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。<br>6 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに表5のとおり定める要件を満たすものをいう。<br>7 「芳香族成分」とは、JISK2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。<br>8 判断の基準④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。<br>9 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。<br>10 判断基準⑤及び⑥のインキの化学安全性については、表下欄外注）11参照。(P28)<br>11 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。<br>12 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 |
| | | 1 一般印刷物 | ① 印刷用紙に係る判断基準を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。）<br><br>② 表紙は再生利用しにくい加工が施されていないこと。 | | |
| | | 2 複写伝票類 | ○ 古紙パルプが配合されていること。 | | |
| | | 3 封筒類 | ○ 古紙パルプ配合率40%以上の用紙が使用されていること。 | | |
| | | 4 フォーム印刷 | ○ フォーム用紙に係る判断基準を満たす用紙が使用されていること。 | | |
| | | 5 賞状・挨拶カード類 | ○ 古紙パルプ配合率50%以上の用紙が使用されていること。 | | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 文具類 | 文具共通判断基準 | | ○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。<br><br>① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。<br><br>② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br><br>③ 次の要件を満たすこと<br>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。<br>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br><br>ただし、判断基準について、【優先基準】とあるものについては、共通基準に代えて適用する。 | ① 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。<br><br>② 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br><br>③ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。<br><br>④ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br><br>⑤ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 | ○ 調達推進品目以外の文具の調達についても、文具共通判断基準を満たす製品の調達に努めることとする。<br><br>注）<br>1 「古紙パルプ配合率」とは、判断基準別表の紙類の「表1 古紙及び古紙パルプ配合率」による。<br><br>2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。<br><br>3 文具に係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないもは本項の判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。 |
| | 筆記具 | 1 シャープペンシル | | ○ 残芯が可能な限り少ないこと。 | 4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料または製品をいう。<br><br>5 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウエイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。 |
| | | 2 シャープペンシル替芯 | ○ 容器に共通基準を適用 | | |
| | | 3 ボールペン | | ○ 芯が交換できること。 | |
| | | 4 マーカー | | ○ 消耗品が交換又は補充できること。 | |
| | | 5 蛍光ペン | | | |
| | | 6 鉛筆 | | | |
| | | 7 絵筆 | ○ 【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 | | |
| | 印章・スタンプ台 | 8 スタンプ台 | ○ 【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 | ○ インク又は液が補充できること。 | |
| | | 9 朱肉 | ○ 【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 | | |
| | | 10 印章セット | | ○ 液が補充できること。 | |
| | | 11 印箱 | | | |
| | | 12 公印 | | | |
| | | 13 回転ゴム印 | | | |
| | 図案・製図用品 | 14 定規 | | | |
| | 一般事務用品 | 15 トレー | | | |
| | | 16 消しゴム | ○ 巻紙又はケースに共通基準を適用 | | |
| | | 17 ステープラー（汎用型） | ○ 【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 | ○ 再使用、再利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 | 6 判断基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。 |
| | | 18 ステープラー（汎用型以外） | | ○ 再使用、再利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 | |
| | | 19 連射式クリップ（本体） | ○ 【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 | | |
| | | 20 事務用修正具（テープ） | | ○ 消耗品が交換できること。 | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 文具類 | 一般事務用品 | 21 事務用修正具（液状） | ○　容器に共通基準を適用 | | 7　木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 |
| | | 22 クラフトテープ | ○　【優先基準】テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | ①　粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。<br>②　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | |
| | | 23 粘着テープ（布粘着） | ○　【優先基準】テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の４０％以上使用されていること。 | | |
| | | 24 両面粘着紙テープ | ○　【優先基準】テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | ○　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | |
| | | 25 製本テープ | ○　テープ基材に共通基準を適用 | | |
| | | 26 ブックスタンド | ○　【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 | | |
| | | 27 ペンスタンド | | | |
| | | 28 クリップケース | | | |
| | | 29 はさみ | | ○　再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 | |
| | | 30 マグネット（玉） | | | |
| | | 31 マグネット（バー） | | | |
| | | 32 テープカッター | | | |
| | | 33 パンチ（手動） | | | |
| | | 34 モルトケース（紙めくり用スポンジケース） | | | |
| | | 35 紙めくりクリーム | ○　容器に共通基準を適用 | | |
| | | 36 鉛筆削（手動） | | ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 | |
| | | 37 OAクリーナー(ｳｴｯﾄﾀｲﾌﾟ) | ○　容器に優先基準を適用<br>【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 | ○　内容物が補充できること。 | |
| | | 38 OAクリーナー(液ﾀｲﾌﾟ) | ○　容器に共通基準を適用 | | |
| | | 39 レターケース | | | |
| | | 40 メディアケース（CD・DVD・BD用） | ○　【優先基準】次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。<br>イ　CD、DVD及びBD用にあっては厚さ5㎜程度以下のスリムタイプケースであること。<br>ウ　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 | | 8「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。 |
| | | 41 マウスパッド | | | |
| | | 42 カッターナイフ | | | |
| | | 43 カッティングマット | | ○　マットの両面が使用できること。 | |
| | | 44 デスクマット | | | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 文具類 | 一般事務用品 | 45 OHPフィルム | ○ 【優先基準】次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。<br>イ インクジェット用のものにあっては、上記要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 | | |
| | | 46 つづりひも | ○ 【優先基準】次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br><br>② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。<br><br>③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 | ○ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | |
| | | 47 付箋フィルム | | ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。 | |
| | | 48 黒板拭き | | | |
| | | 49 ホワイトボード用イレーザー | | | |
| | 絵画用品等 | 50 絵の具 | ○ 容器に共通基準を適用 | | |
| | | 51 墨汁 | | | |
| | 事務用のり | 52 のり(液状) | ○ 容器に共通基準を適用 | ○ 内容物が補充できること。 | |
| | | 53 のり(澱粉のり) | | | |
| | | 54 のり(固形) | ○ 容器・ケースに共通基準を適用 | ○ 消耗品が交換できること。 | |
| | | 55 のり(テープ) | | | |
| | ファイル・バインダー類 | 56 ファイル | ○ 【優先基準】金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 | ① 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。<br>② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | 9 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、 ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。 |
| | | 57 バインダー | | | 10 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。 |
| | | 58 ファイリング用品 | | | |
| | | 59 工事用アルバム | | | |
| | | 60 カードケース | | | |
| | | 61 クリアホルダー | ○ 文具類共通の判断基準を満たすこと、又は環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが100%使用されていること。 | | 11 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。 |
| | | 62 クリヤーブック | | | |
| | | 63 名刺ホルダー | | | |
| | | 64 用箋挟 | | | |
| | | 65 ペーパーバッグ | | | |
| | 紙製品 | 66 事務用封筒(紙製) | ○ 【優先基準】古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | ○ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 文具類 | 紙製品 | 67 窓付き封筒（紙製） | ① 【優先基準】古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕<br>② 【優先基準】窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが100%使用されていること。 | ○ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | |
| | | 68 けい紙 | ① 【優先基準】古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>② 塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m2以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。 | ○ バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | 12 「けい紙」とは、メモ帳、レポート用紙、ルーズリーフ、原稿用紙等をいう。 |
| | | 69 ノート | | | |
| | | 70 パンチラベル | | ○ 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 | |
| | | 71 タックラベル<br>72 インデックス<br>73 付箋紙 | ○ 【優先基準】主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。 | ① バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>② 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 | 13 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。 |
| | その他 | 74 ダストブロワー | ○ 【優先基準】フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。 | | 14 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。 |
| | | 75 OAフィルター（枠あり） | ○ 【優先基準】次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 文具類共通の判断基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの使用されていること。<br>イ 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。 | | |
| | | 76 丸刃式紙裁断機 | | ○ 再使用、再利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 | 15 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。 |
| | | 77 額縁 | | | |
| | | 78 ごみ箱<br>79 リサイクルボックス | ○ 【優先基準】主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 | | |
| | | 80 缶・ボトルつぶし機（手動） | | | |
| | | 81 名札（机上用） | | | |
| | | 82 名札（衣服取付型・首下げ型） | | | |
| | | 83 鍵かけ（フックを含む。） | | | |
| | | 84 チョーク | ○ 再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。 | | |
| | | 85 グラウンド用白線 | ○ 再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。 | | |
| | | 86 梱包用バンド | ○【優先基準】<br>① 主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。<br>② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。 | | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 オフィス家具等 | オフィス家具等共通判断基準 | 1 いす<br>2 机<br>3 棚<br>4 収納用什器（棚以外）<br>5 ローパーティション<br>6 コートハンガー<br>7 傘立て<br>8 掲示板<br>9 黒板<br>10 ホワイトボード | ○ 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。<br>① 表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウを、それ以外の場合にあってはイ及びウの要件を満たすこと。<br>ア 区分ごとの基準を上回らないこと。<br>イ 単一素材分解可能率が85%以上であること。<br>ウ 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。<br>② 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。<br>③ 次の要件を満たすこと。<br>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br>イ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。<br>④ 次の要件を満たすこと。<br>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。<br>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 | ① 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② 使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。<br>④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。<br>⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。<br>⑥ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 | 注）<br>1 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。<br>2 判断の基準①の「単一素材分解可能率」については、表下欄外注）12参照。(P28)<br>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>4 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類に同じ。<br>5 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。<br>6 「放散速度」については、表下欄外の注）13参照。(P29)<br>7 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。<br>8 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、判断基準別表の紙類の「表1 古紙及び古紙パルプ配合率」による。 |
| 5 画像機器等 | コピー機等 | 1 コピー機<br>2 複合機<br>3 拡張性のあるデジタルコピー機 | ＜共通事項＞<br>① 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。<br>② 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。<br>イ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。<br>③ 使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。<br>＜個別事項＞<br>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機<br>ア モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br>イ カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br>ウ 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br>② 複合機（インクジェット方式を除く）<br>ア モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表2－1に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br>イ カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表2－2に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br>ウ 大判複合機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 | ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。<br>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。<br>③ 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>⑥ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 | 注）<br>1 「リユースに配慮したコピー機等」の説明等は、表下欄外の注）14～17参照。(P29)<br>2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルをいう。<br>3 特定化学物質の使用については、表下欄外の注）18参照(P28)<br>4 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>5 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。<br>6 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。<br>7 判断基準＜共通事項＞①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。<br>8 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。<br>9 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 画像機器等 | 4 プリンタ<br><br>5 プリンタ機複合機 | | ① プリンタ又はプリンタ複合機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。<br><br>ア モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ機複合機にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準。<br><br>イ カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表２－２に示された区分ごとの基準。<br><br>ウ インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表３－１に示された区分ごとの基準。インクジェット方式のプリンタ複合機にあっては、表３－２に示された区分ごとの基準。<br><br>② 大判機のうちインクジェット方式のプリンタ又はプリンタ複合機にあっては、表４－１に示された区分ごとの基準、インクジェット方式以外のプリンタにあっては、表４－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br><br>③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。<br><br>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 | ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。<br><br>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br><br>③ 一度使用された製品からの再使部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br><br>④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。<br><br>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。<br><br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br><br>3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。<br><br>4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち１以上の機能を有する機器をいう。<br><br>5 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提とな<br>ス。<br>6 「特定の化学物質」の説明及び使用の説明は、コピー機等と同じ。 |
| | 6 ファクシミリ | | ① モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br><br>② カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。<br><br>③ インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。<br><br>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 | ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。<br><br>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br><br>③ 一度使用された製品からの再使部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br><br>2 「特定の化学物質」の説明及び使用の説明は、コピー機等と同じ。 |
| | 7 スキャナ | | ① 表1に示された基準を満たすこと。<br>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 | ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br><br>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br><br>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br><br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br><br>2 「特定の化学物質」の説明及び使用の説明は、コピー機等と同じ。 |
| | 8 プロジェクタ | | ① 製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。<br><br>② 消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。<br><br>③ 待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。<br><br>④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。<br>ア 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。<br><br>イ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。<br><br>⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。<br><br>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 | ① 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。<br>② 可能な限り低騒音であること。<br>③ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br><br>④ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br><br>⑤ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。<br><br>⑥ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br><br>⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br><br>⑧ 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 | 注）<br>1 「プロジェクタ」については、表下欄外の注）48～53参照。(P31)<br><br>2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。<br><br>3 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。<br><br>4 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br><br>5 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 画像機器等 | カートリッジ等 | 9 トナーカートリッジ | ① 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。<br>② 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。<br>③ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の95%以上であること。<br>④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。<br>⑤ トナーの化学安全性が確認されていること。<br>⑥ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。<br>⑦ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 | ① 回収したトナーカートリッジの筐体のプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。<br>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>③ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 | 注）<br>1 「トナーカートリッジ」及び「インクカートリッジ」については、表下欄外の注）35～47参照。(P30～31)<br>2 判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」または「インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着または付属しているものは含まない。<br>3 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。<br>ア トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等<br>イ トナー又はインクに関するSDS（安全データシート）<br>ウ 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等 |
| | | 10 インクカートリッジ | ① 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。<br>② 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。<br>③ 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く）の95%以上であること。<br>④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。<br>⑤ インクの化学安全性が確認されていること。<br>⑥ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 | |
| 6 電子計算機等 | 1 電子計算機 | | ① サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が180以上であること。ただし、CPUの種別が専用CISCの場合は、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。<br>イ オフモード消費電力が1.0W以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が表下欄外の注）22の算定式より算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。<br>② クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が200以上であること。<br>イ デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、表下欄外の注）23アの算定式により算定した標準年間消費電力量が表下欄外の注）23イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。<br>ウ ワークステーションの場合は、表下欄外の注）24アの算定式により算定した加重消費電力が表下欄外の注）24イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。<br>エ シンクライアントの場合は、表下欄外の注）23アの算定式により算定した標準年間消費電力量が表下欄外の注）25の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。<br>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。<br>③ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 | ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② 一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。<br>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。<br>④ 筐体または部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、または、環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが可能な限り使用されていること。<br>⑤ 筐体または筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。<br>⑥ 製品の包装又は梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>⑦ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 | 注）<br>1 「電子計算機」の説明等については、表下欄外の注）19～29参照。(P29～P30)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」については、表した欄外30、31参照。(P30)<br>4 調達を行う各機関は、表下欄外の注）32に十分留意すること。(P30)<br>5 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。<br>6 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。<br>7 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。 |
| | 2 磁気ディスク装置 | | ○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 | ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 磁気ディスク装置については、表下欄外の注）33参照。(P30)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6 電子計算機等 | 3 ディスプレイ | | ① 表1及び表2に示された基準を満たすこと。<br>② 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。<br>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 | ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 判断基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが61インチ以下のものとする。<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ<br>3 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。<br>4 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学部室記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。<br>5 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。 |
| | 4 記録用メディア | | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断基準はケースに適用〕。<br>ア 再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。<br>イ 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。<br>ウ 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。<br>エ 紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | ① 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。<br>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 判断基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ<br>3 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類に同じ。<br>4 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 |
| 7 オフィス機器等 | 1 シュレッダー | | ① 待機時消費電力が1.5W以下であること。<br>② 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 | ① 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>⑤ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。<br>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 | 注）<br>1 「シュレッダー」については、表下欄外の注）34参照。（P30）<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。<br>4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。<br>5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。<br>6 「特定の化学物質」の説明及び使用の説明は、コピー機等と同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 オフィス機器等 | 2 デジタル印刷機 | | ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。<br>② 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 | ① インク容器の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。<br>② 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用または適正処理される場合は、この限りでない。<br>③ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>④ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>⑥ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 | 注）<br>1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 「低電力モード」については、シュレッダーと同じ。<br>4 「オートシャットオフモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。 |
| | 3 掛時計 | | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。<br>② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。<br>③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 | ① 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。<br>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。<br>2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。<br>3 判断基準③における一次電池の電池寿命はJIS B 7026による。<br>4 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |
| | 4 電子式卓上計算機 | | ① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。<br>② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 | ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものである。<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |
| | 5 一次電池又は小型充電式電池 | | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。<br>イ 小形充電式電池（二次電池）であること。 | ① 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。<br>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又「単4形」とする。<br>2 「最小平均持続時間」はJIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 8 移動電話等 | 1 携帯電話<br>2 PHS<br>3 スマートフォン | | ① 携帯電話又はPHSにあっては、アヌはイのいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。<br>イ 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。<br>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。<br>③ 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。<br>④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。<br>⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。<br>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 | ① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。<br>② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。<br>③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。<br>④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。<br>⑤ 筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注)<br>1 「携帯電話」、「PHS」及び「スマートフォン」については、表下欄外の注)54～61参照。(P31～P32)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。<br>ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。<br>イ マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。<br>ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。<br>エ 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。<br>4 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。 |
| 9 家電製品 | 1 電気冷蔵庫<br>2 電気冷凍庫<br>3 電気冷凍冷蔵庫 | | ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。<br>② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。<br>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 | ① 資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。<br>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 | 注)<br>1 「電気冷蔵庫等」については、表下欄外の注)62参照。(P32)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用しない。<br>4 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。<br>5 判断の基準①については、次のとおりとする。<br>ア 定格内容積250リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。<br>イ 定格内容積250リットル超400リットル以下のものは、平成27年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/133を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。<br>6 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。<br>7 「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 家電製品 | 4 テレビジョン受信機 | | ① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。<br>② リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。<br>③ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 | ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。<br>① 産業用のもの<br>② 水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの<br>③ ツーリスト向け仕様のもの<br>④ リアプロジェクション方式のもの<br>⑤ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの<br>⑥ ワイヤレス方式のもの<br>⑦ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの<br>⑧ ブラウン管を有するテレビジョン受信機<br>2 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。<br>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。<br>5 判断の基準①については、平成27年度1年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/149を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。<br>6 判断の基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。 |
| | 5 電気便座 | | ○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 | ① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「電気便座」については、表下欄外の注）63参照。(P32)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成27年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。<br>4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。 |
| | 6 電子レンジ | | ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。<br>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。<br>③ 待機時消費電力が0.05W未満であること。 | ① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「電子レンジ」については、表下欄外の注）64参照。(P32)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。<br>4 調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。 |

| 分類 | 大項目　調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 9 家電製品 | 7 エアコンディショナー | ①　家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。<br>②　上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。<br>③　業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。<br>④　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。<br>⑤　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 | ①　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。<br>③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>④　家庭用のエアコンディショナーにあっては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。業務の用に供するエアコンディショナーにあっては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。<br>⑤　製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 | 注）<br>1　「エアコンディショナー」については、表下欄外の注）65,66参照。(P32)<br>2　「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ<br>3　判断基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては、JIS C 0950:2008に準ずるものとする。<br>4　「特定の化学物質」の説明は、コピー機等と同じ。<br>5　配慮事項④については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。<br>6　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう<br>7　調達を行う各所属は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理 ・保管すること。 |
| | 8 ガスヒートポンプ式冷暖房機 | ①　成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。<br>②　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 | ①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>④　冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 | 注）<br>1　判断基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kwを超え28kw未満のものとする。<br>2　「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>3　「地球温暖化係数」の説明は、エアコンディショナーと同じ。 |
| | 9 ストーブ | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①　ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。<br>②　石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。 | ①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1　「ストーブ」については、表下欄外の注）67参照。(P32)<br>2　「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |
| | 10 ヒートポンプ式電気給湯器 | ①　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。<br>②　業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、成績係数が3.50以上であること。<br>③　冷媒にフロン類が使用されていないこと。 | ①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること<br>②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。<br>③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>④　冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 | 注）<br>1　「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>2　判断基準の③については、業務の用に供するために製造されたものに適用しないものとする。<br>3　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器については、平成27年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、平成25年度の方針の判断基準①を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。<br>4　「フロン類」の説明は、冷蔵庫と同じ。<br>5　「地球温暖化係数」の説明は、エアコンディショナーと同じ。 |
| | 11 ガス温水機器 | ○　エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 | ①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること | 注）<br>1　「ガス温水器」については、表下欄外の注）68参照。(P32)<br>2　「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |
| | 12 石油温水機器 | | ②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。 | 注）<br>1　石油温水機器については、表下欄外の注）69参照。(P32)<br>2　「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 家電製品 | 13 ガス調理機器 | | ① こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。<br>② グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した数値を上回らないこと。<br>③ オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分毎の基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した数値を上回らないこと。 | ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 ガス調理機器については、表下欄外の注）70参照。(P32)<br>2 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |
| | 14 消火器 | | ① 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。<br>② 製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 | ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>③ 使用される塗装は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。<br>2 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。<br>「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。<br>ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。<br>イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。<br>「再使用若しくはリサイクルされるためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。<br>ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。<br>エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。<br>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。 |
| 10 照明 | 照明器具 | 1 蛍光灯照明器具 | ① 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。<br>イ 使用用途が家庭用にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に127/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。<br>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 | ① 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。<br>② 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>③ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。<br>④ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「蛍光灯照明器具」については、表下欄外の注）71参照。(P32)<br>2 G23口金に対応する安定器内臓コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断基準②を満足することで特定調達物品等とみなすこととする。<br>3 「特定の化学物質」及び「特定の化学物質の含有率基準値」の説明は、コピー機等と同じ。 |
| | | 2 LED照明器具 | ① 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。<br>② 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。<br>③ LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。<br>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 | | 4 本項の「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 照明 | 照明器具 | 3 LEDを光源とした内照式表示灯 | ① 定格寿命は30,000時間以上であること。<br>② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 | ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 | 5 LED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。<br>6 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及びJIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。<br>7 LED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。<br>8 LED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上のものをいう。<br>9 LED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。<br>10 LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011「照明器具-第5部：配光測定方法」に準ずるものとする。<br>11 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。<br>12 LEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。<br>13 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>14 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。<br>15 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 照明 | ランプ | 4 蛍光ランプ<br>（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ） | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 高周波点灯専用型（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア ランプ効率が100lm/W以上であること。<br>イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。<br>ウ 管径は25.5（±1.2）mm以下であること。<br>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。<br>オ 定格寿命は10,000時間以上であること。<br>② ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア ランプ効率が85lm/w以上であること。<br>イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。<br>ウ 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。<br>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。<br>オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 | ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。<br>2 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。<br>3 「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。<br>4 電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。<br>5 電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ－第2部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。<br>6 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。<br>7 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。<br>8 調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分留意すること。 |
| | ランプ | 5 電球形状のランプ | ○ 次のいずいれかの要件を満たすこと。<br>① 電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア ランプ効率が表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。<br>イ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。<br>ウ 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。<br>② 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。<br>イ 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。<br>ウ 定格寿命は6,000時間以上であること。<br>③ 上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア ランプ効率が50lm/W以上であること。<br>イ 定格寿命は6,000時間以上であること。 | | |
| 11 自動車等 | 1 低公害車<br>※ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない場合は、次の項から選択する。 | | ① 電気自動車<br>② 天然ガス自動車<br>③ ハイブリッド自動車<br>④ プラグインハイブリッド自動車<br>⑤ 燃料電池自動車<br>⑥ 水素自動車<br>⑦ クリーンディーゼル自動車（乗車定員10人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。）<br>⑧ 乗用車・小型バス<br>ア ガソリン自動車<br>乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車<br>イ ディーゼル自動車<br>小型バスにあっては、表3に示された区分の燃費基準値を満たす自動車<br>⑨ 小型貨物車<br>ア ガソリン自動車<br>車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車<br>イ ディーゼル自動車<br>小型貨物車にあっては、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車<br>⑩ 重量車<br>ア 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車<br>イ 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車<br>ウ 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、表8に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 | ① 鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。<br>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>③ 再生材が可能な限り使用されていること。<br>④ アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。<br>⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。<br>⑥ エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 | 1 判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。<br>2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。<br>3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。<br>4 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。<br>5 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。<br>6 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。<br>7 配慮事項⑥については、フロン類の使用の合理化及び管理適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。<br>8 「地球温暖化係数」の説明は、エアコンディショナーと同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 自動車等 | 1 低公害車<br>※ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない場合は、次の項から選択する。 | | ⑪ LPガス自動車<br>ア 乗用車にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表9に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車<br>イ 小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 | | |
| | 2 低公害車以外の自動車<br>※できる限り排ガス基準のレベルの高いものを選択するものとする。 | | ○ 認定実施要領の平成17年基準に適合し、かつ、判断基準別表に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 | | |
| 12 制服・作業服 | 1 制服<br>2 作業服 | | ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。<br>② 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>イ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。<br>ウ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムあること。<br>③ 再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 | 注）<br>1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。<br>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。<br>なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。<br>3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955等。試験期間は各試験法が定める期間）において60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。 |
| | 3 帽子 | | ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。<br>③ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 | 4 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。<br>5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。<br>6 「回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること」については、表下欄外注）72参照。(P33)<br>7 「植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明については、文具類と同じ。<br>8 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。<br>ア. クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。<br>イ. JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。 |
| 13 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品 | カーテン類 | 1 カーテン<br>2 布製ブラインド | ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。<br>ウ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。<br>エ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | ① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。<br>③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>④ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 | 注）<br>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。<br>なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。<br>3 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品 | カーテン類 | 3 金属製ブラインド | ○ 日射反射率が表に示された数値以上であること。 | ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 4 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）72参照。(P33)<br>6 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。<br>7 「生分解性」及び「非生分解性」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>8 「植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明については、文具類と同じ。<br>9 日射反射の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4にそれぞれ準ずるものとする。 |
| | カーペット | 4 タフテッドカーペット<br>5 タイルカーペット<br>6 織じゅうたん | ○ 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。<br>2 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。<br>4 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>5 「再生プラスチック」の説明は文具類に同じ。<br>6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。<br>7 「植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、文具類に同じ。<br>8 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）72参照。(P33)<br>9 「生分解性」及び「非生分解性」の説明は、制服・作業服に同じ。 |
| | | 7 ニードルパンチカーペット | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。<br>② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 植物を原料とする生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。<br>イ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で25%以上使用されていること。<br>ウ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | | |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品 | 8 毛布 | | ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>③ 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 | 注）<br>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>2 「繊維部分全体重量」の説明は、カーテン、布製ブラインドに同じ。<br>3 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>4 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>5 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。<br>6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）72参照。（P33）<br>7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。 |
| | 9 ふとん | | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>② 使用済ふとんの詰物を適正な洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。 | | |
| | ベッド | 10 ベッドフレーム | ○ 金属を除く主要材料が、。プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれている場合は②ア、紙が含まれている場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。<br>① 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。<br>② 次の要件を満たすこと。<br>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br>イ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/㎡ h 以下又はこれと同等のものであること。<br>③ 次の要件を満たすこと。<br>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。<br>イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | ① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。<br>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。<br>③ 材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。<br>④ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 | 注）<br>1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」に含まれないものとする。<br>2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については「マットレス」に含まれないものとする。<br>3 「再生プラスチック」の説明は、文具類と同じ。<br>4 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>5 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。<br>なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。<br>6 「放散速度」については、表下欄外の注）13参照。（P29）JIS S 1102に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。<br>7 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。<br>8 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>9 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品 | ベッド | 11 マットレス | ① 詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。<br>イ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。<br>② フェルトに使用される繊維はすべて未利用繊維又は反毛繊維であること。<br>③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。<br>④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 | ① 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等材料の再生が容易になるような設計がなされていること。<br>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 10 ベッドフレームに係る判断基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用しいる場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項目の判断基準の対象とする品目に含まれないものとする。<br>11 ベッドフレーム及びマットレスを一体として、ベッドを調達する場合については、それぞれの部分が各基準を満たすこと。<br>12 「フロン類」の説明は、冷蔵庫と同じ。<br>13 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 |
| | テント・シート類 | 12 集会用テント | ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。<br>3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。<br>4 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）72参照。（P33） |
| | | 13 ブルーシート | ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比50%以上使用されていること。 | ○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | |
| | 防球ネット | 14 防球ネット | ○ 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。<br>① ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。<br>② ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が製品全体重量比で50%以上使用されていること。<br>③ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「再生PET樹脂」の説明は、カーテン、布製ブラインドに同じ。<br>2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。<br>なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。<br>3 「再生ポリエチレン」の説明は、集会用シート、ブルーシートに同じ。<br>4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。<br>5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）72参照。（P33） |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品 | 旗・のぼり・幕類 | 15 旗<br>16 のぼり<br>17 幕 | ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。<br>イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。<br>② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 | ① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。<br>② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>③ 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。<br>2 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。<br>なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。<br>4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」の説明は、防災ネットに同じ。<br>5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）65参照。 |
| | モップ | 18 モップ | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。<br>② 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<br>② 製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 | 注）<br>1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。<br>なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。<br>2 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>3 「リサイクル繊維」の説明は、カーペットに同じ。<br>4 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>5 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。<br>6 「再生プラスチック」の説明は文具類に同じ。<br>7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」については、表下欄外の注）72参照。(P33) |
| 14 防災備蓄用品 | 飲料水 | 1 ペットボトル飲料水 | ① 賞味期限が5年以上であること。<br>② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 | ① 回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。<br>② 容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。<br>③ 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。 | 注）<br>1 「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。<br>2 調達を行う機関は、次の事項に十分留意すること。<br>ア ペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧案すること。<br>イ 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。<br>ウ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。<br>エ 防災備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 防災備蓄用品 | 飲料水 | | | | 3 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。<br>4 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。<br>5 使用するボトル・ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。 |
| | 2 非常用携帯燃料 | | ① 品質保証期限が5年以上であること。<br>② 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 | ○ 製品の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。<br>2 調達を行う機関は、次の事項に十分留意すること。<br>ア 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。<br>イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。 |
| | 食料 | 3 アルファ化米<br>4 乾パン<br>5 缶詰<br>6 保存パン | ① 賞味期限が5年以上であること。<br>② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 | ○ 回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 | 1「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、防災備蓄用品として調達するものに限る。<br>2 「レトルト食品等」とは、気密性及を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。<br>3「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。<br>4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。<br>5 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。<br>6 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。<br>7 調達を行う機関は、次の事項に十分留意すること。<br>ア 防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。<br>イ 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。<br>ウ 防災備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。 |
| | | 7 レトルト食品等 | ① 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア 賞味期限が5年以上であること。<br>イ 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。<br>② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 | | |
| | | 8 栄養調整食品<br>9 フリーズドライ食品 | ① 賞味期限が3年以上であること。<br>② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 | | |
| | 10 作業用手袋 | | ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。<br>② ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 | ① 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。<br>② 漂白剤を使用していないこと。 | 注）<br>1 「再生PET樹脂」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。<br>3 「未利用繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。<br>4 「反毛繊維」の説明は、制服・作業服に同じ。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 防災備蓄用品 | 11 一次電池 | | ①　一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。<br>②　使用推奨期限が5年以上であること。 | ○　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 「一次電池」は、わが国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。<br>2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。<br>3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外する。<br>4 調達を行う機関は、次の事項に十分留意すること。<br>ア　調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するにあたり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。<br>イ　調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。 |
| | 12 携帯電灯 | | ○　次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①　一次電池を使用するものにあっては、LEDを光源としていること。<br>②　手動等による自家発電式であること。<br>③　表に示された区分ごとの連続点灯時間を下回らないこと。 | ①　分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。<br>②　防水・防滴構造である等、耐久性に優れていること。<br>③　長期間使用せず放置しても、性能上支障がないこと。<br>④　製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 「携帯電灯」は、防災備蓄用品として調達するものに限り、通常業務において使用する場合、判断基準は適用しない。<br>2 判断基準②の「自家発電式」のもののうち、磁気発電式のものは、磁気記録媒体、精密電子機器及び電子医療機器等への影響を考慮した上で調達すること。<br>3 携帯電灯の「連続点灯時間」は、「防災備蓄用品（一次電池）」の基準を満たす電池を使用した場合の時間とし、測定方法については、電池工業会規格SBA S1601に規定する方法に準拠するものとする。<br>4 個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。<br>5 防災備蓄用品を調達するにあたり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。 |
| | 13 携帯発電機 | | ① 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。<br>イ ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。<br>② 騒音レベルが98デシベル以下であること。<br>③ 連続運転可能時間が3時間以上であること。<br>ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。 | ① 燃料消費効率が可能な限り高いものであること。<br>② 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。<br>③ 製品の小型化及び軽量化が図られていること。<br>④ 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。<br>⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 注）<br>1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。<br>2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成9年建設省告示第1537号）」による。<br>3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。<br>4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。 |
| 15 設備 | 1 節水機器 | | ＜共通事項＞<br>○　電気を使用しないこと。<br>＜個別事項＞<br>①　節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア　ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。<br>イ　ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量があること。<br>②　定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。<br>③　泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア　水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。<br>イ　水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5 リットル/分以上の吐水流量であること。 | ①　取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。<br>②　使用用途における従前どおりの使用感であること。<br>③　吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 | 注）<br>1 「節水コマ」については、表下欄外注）73のとおり。(P32)<br>2 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。<br>3 判断基準の対象となる「定流量弁」については、表下欄外の注）74参照。(P31)<br>4 判断基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。<br>5 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準＜個別事項＞①を満たす。 |

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 16 公共工事<br>（資材） | 製材等 | 1 製材 | ①　間伐材、林地残材又は小径木であること。<br>②　①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 | ○　原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。 | 注）<br>1　判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。<br>2　「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。<br>3　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。<br>4　木質及の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2 月15 日）」に準拠して行うものとする。<br>ただし、平成18 年4 月1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4 月1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4 月1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 |
| | | 2 集成材<br>3 合板<br>4 単板積層材 | ①　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br>②　①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br>③　居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 | ○　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 | |

注）

【紙類（コピー用紙）】

1 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

2 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

3 「総合評価値」とは注）4に示されるYの値をいう。
「指標値」とは、注）4に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、注）4に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、注）4のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$

$y1 = x1 - 20$ （$70 \leqq x1 \leqq 100$）

$y2 = x2 + x3$ （$0 \leqq x2 + x3 \leqq 30$）

$y3 = 0.5 \times x4$ （$0 \leqq x4 \leqq 30$）

$y4 = -x5 + 75$ （$60 \leqq x5 \leqq 75$, $x5 < 60 \rightarrow x5 = 60$, $x5 > 75 \rightarrow x5 = 75$）

$y5 = -2.5x6 + 170$ （$62 \leqq x6 \leqq 68$, $x6 < 62 \rightarrow x6 = 62$, $x6 > 68 \rightarrow x6 = 68$）

Y及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。

Y（総合評価値）：y1,y2,y3,y4,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y5：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

x2：森林認証材パルプ利用割合（%）

x2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（100－x1）

x3：間伐材等パルプ利用割合（%）

x3 ＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（100－x1）

x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

x4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（100－x1）

x5：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x6：坪量（g/㎡）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

【紙類（印刷用紙（カラー用紙を除く））】

5 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。
また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|

6 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

7 「総合評価値」とは注）8に示されるY1又はY2の値をいう。
「指標値」とは、注）8に示されるx1,x2,x3,x4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、注）8に示されるx5,x6の指標項目ごとの値をいう。
「評価値」とは、注）8のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

8 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。
Y1 = (y1 + y2 + y3) + y4
Y2 = (y1 + y2 + y3) + y5
y1 = x1 −10 （60≦x1≦100）
y2 = x2 + x3 （0≦x2 + x3≦40）
y3 = 0.5 × x4 （0≦x4≦40）
y4 = −x5 + 75 （60≦x5≦75, x5＜60→x5=60, x5＞75→x5=75）
y5 = −0.5x6 + 20 （0＜x6≦10→x6=10, 10＜x6≦20→x6=20, 20＜x6≦30→x6=30,x6＞30→x6=40）
Y1,Y2及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6は次の数値を表す。
Y1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
Y2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
y1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y2：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値一又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0
y5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
x1：最低保証の古紙パルプ配合率（%）
x2：森林認証材パルプ利用割合（%）
x2 ＝（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（100－x1）
x3：間伐材等パルプ利用割合（%）
x3 ＝（間伐材等パルプ／バージンパルプ）×（100－x1）
x4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）
x4 ＝（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（100－x1）
x5：白色度（%）
白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。
x6：塗工量（g/㎡）
塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

【納入印刷物】
9 印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
10 「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
ア Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
イ AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」
ウ CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
11 判断の基準⑤の「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準⑥の「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL規制）」（平成23年9月1日改訂）に適合していること。
イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。
特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（SDS（安全データシート）を備えていること。）。

【オフィス家具等】
12 「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
単一素材分解可能率（%）＝単一素材まで分解可能な部品数／製品部品数×100
次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。
①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|

13　ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/㎡h以下と同等のものとは、次によるものとする。
　ア　対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。
　　JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。
　イ　上記ア以外の木質材料については、JISA1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。
　　・ 平均値　0.5mg/L
　　・ 最大値　0.7mg/L

【画像機器等】

14　「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行うシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「部品リユース型機」及び「再生型機」を指す。
　ア 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
　イ 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

15　リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。
　このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

16　コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

17　リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表１－１、表１－２、表２－１、表２－２、表３の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表５－１から表５－６の該当する要件を満たすことで判断基準を満たしていることとする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

18　特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

【電子計算機等】

19　次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
　ア　サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの
　イ　256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
　ウ　入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1 秒につき100 メガビット以上のものに限る。)が512 本以上のもの
　エ　演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
　オ　複合理論性能が1 秒につき100 メガ演算未満のもの
　カ　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を有しないもの

20　エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。
　エネルギー基準達成率＝$E_M/E\times100$　E：エネルギー消費効率（単位：W/ギガ演算）　$E_M$：基準エネルギー消費効率（単位：W/ギガ演算）

21　判断基準の①イ、判断基準の②イ、ウ及びエ、注）22～25において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。
　ア コンピュータの種類
　　①デスクトップコンピュータとは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
　　②一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
　　③ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイ、一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。
　　④ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
　　⑤シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう。（回転式記憶媒体のない機器に限る。）
　　また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。
　イ 動作モード
　　①オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する（影響を与える）ことができない状態。
　　②スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
　　③アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードでない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
　　④長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
　　⑤短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。
　　各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成26年7月施行）別表２－１」による。

22　判断の基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能（以下「ウェイクオンラン（WOL）」という。）が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。
　最大アイドルモード消費電力（W）＝24.0＋（N−1）×8.0＋$P_{EEE}$
　　N：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数　　$P_{EEE}$：IEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット

23　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。
　ア 標準年間消費電力量　$E=(8{,}760/1{,}000)\times(P_{OFF}\times T_{OFF}+P_{SL}\times T_{SL}+P_{LI}\times T_{LI}+P_{SI}\times T_{SI})$
　　E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）　$P_{OFF}$：オフモード消費電力（単位：W）　$P_{SL}$：スリープモード消費電力（単位：W）　$P_{LI}$：長期アイドルモード消費電力（単位：W）　$P_{SI}$：短期アイドルモード消費電力（単位：W）
　　$T_X$：表３－１及び表３－２に規定する年間の時間割合（単位：%）
　　スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（$P_{SL}$）の代わりに長期アイドルモード（$P_{LI}$）を使用することができる。
　イ 最大年間消費電力量　$E_{MAX}=(1+A)\times(TEC_{BASE}+TEC_{MEM}+TEC_{GR}+TEC_{ST}+TEC_{DIS}+TEC_{SW}+TEC_{EEE})$
　　$E_{MAX}$：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）　A：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値　$TEC_{BASE}$：表３－４に規定する基本許容値（単位：kWh）
　　$TEC_{MEM}$：表３－５に規定するｼｽﾃﾑ搭載ﾒﾓﾘの追加許容値（単位：kWh/ｷﾞｶﾞﾊﾞｲﾄ）　$TEC_{GR}$：表３－５に規定する独立型ｸﾞﾗﾌｨｯｸｽ許容値（単位：kWh）　$TEC_{ST}$：表３－５に規定する内部記憶装置（ｽﾄﾚｰｼﾞ）の追加許容値（単位：kWh）
　　$TEC_{DIS}$：表３－５に規定する性能強化ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲの追加許容値（単位：kWh）　$TEC_{SW}$：表３－５に規定する切替可能ｸﾞﾗﾌｨｯｸｽの追加許容値（単位：kWh）
　　$TEC_{EEE}$：表３－５に規定するIEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット）

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|

24 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。
ア 加重消費電力 (W)＝0.35×$P_{OFF}$＋0.10×$P_{SL}$＋0.15×$P_{LI}$＋0.40×$P_{SI}$
$P_{OFF}$:オフモード消費電力(単位:W) $P_{SL}$:スリープモード消費電力(単位:W) $P_{LI}$:長期アイドルモード消費電力(単位:W) $P_{SI}$:短期アイドルモード消費電力(単位:W)
イ 最大加重消費電力 (W)＝0.28×($P_{MAX}$＋$N_{HDD}$×5)＋8.76×$P_{EEE}$×0.65
$P_{MAX}$:最大消費電力測定値(単位:W) $N_{HDD}$:HDD(ハードディスクドライブ)又はSSD(半導体ﾄﾞﾗｲﾌﾞ)の掲載数 $P_{EEE}$:IEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット

25 シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。
$E_{TMAX}$＝$TEC_{BASE}$＋$TEC_{GR}$＋$TEC_{WOL}$＋$TEC_{DIS}$＋$TEC_{EEE}$
$E_{TMAX}$:最大年間消費電力量(単位:kWh/年) $TEC_{BASE}$:基本許容値60W $TEC_{GR}$:独立型グラフィックス許容値36W $TEC_{WOL}$:ウェイクオンライン(WOL)許容値2W
$TEC_{DIS}$:表3－5に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値(単位:kWh)
$TEC_{EEE}$:表3－5に規定するIEEE802.3az準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位:kWh/ギガビット)

26 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの(携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。)をいう。

27 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
ア 内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
イ 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。

28 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池(バッテリ)に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する(シャットダウン)ための時間が確保されていることをいう。

29 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

30 「環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷について、トレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

31 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
ア 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
イ 使用済み製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
ウ リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

32 調達を行う各所属は、次の事項に十分留意すること。
ア 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
イ 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
ウ マニュアルやリカバリCD等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

33 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
ア 記憶装置が、1ギガバイト以下のもの。
イ ディスクの直径が40ミリメートル以下のもの。
ウ 最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを超えるもの。

34 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。
ア 裁断モーターの出力が500ワット以上のもの。
イ 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの。

35 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」または「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニットおよび感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体または現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

36 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造または委託製造されたトナーカートリッジをいう。

37 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

38 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」または「再生インクカートリッジ」をいう。

39 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造または委託製造されたインクカートリッジをいう。

40 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

41 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

42 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

43 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

44 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
ア 製造事業者または販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し、または他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
イ カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名なども可)をユーザが見やすいように記載していること。
ウ 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書またはウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|

45 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

46 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

ア トナー及びインクには、以下の①～④の各物質が意図的に添加されていないこと。

① カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として分子量の大きいニッケルの錯化合物は除く

② EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC 理事会指令67/548/EEC の付属書I により次のR 番号の表示が義務付けられている物質

□ R40（発がん性の限定的な証拠がある）
□ R45（発がん性がある）
□ R46（遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある）
□ R49（吸入すると発がん性がある）
□ R60（生殖能力に危害を与える可能性がある）
□ R61（胎児に危害を与える可能性がある）
□ R62（場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある）
□ R63（場合によっては胎児に危害を与える可能性がある）
□ R68（不可逆的な危害の可能性がある）

③ EC 理事会指令67/548/EEC の付属書Ⅱ及び1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

④ 1つ以上のアゾ基が分解されて別表1に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料または顔料）

イ トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ トナー及びインクのSDS(安全データシート)を備えていること。

47 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

① 自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約または保証期間内であっても有償となる場合が多い）

② 本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること

イ 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

① 写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

② 新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

48 判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で60インチ（1.2m×0.9m）以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

49 判断の基準③については、AC遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

50 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

51 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

52 判断の基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

53 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

【移動電話等】

54 「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

55 「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

56 「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

57 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

58 判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|

59　判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
　回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
　ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
　イ　回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
　ウ　製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。
　　マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。
　エ　金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
　オ　部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
60　判断の基準⑤については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。
61　「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
【家電製品】
62　次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
　①熱電素子を使用するもの
　②業務の用に供するために製造されたもの
　③吸収式のもの
　④電気冷凍庫のうち横置き型のもの
63　次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
　ア　他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
　イ　温水洗浄装置のみのもの
　ウ 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
　エ 専ら鉄道車両において用いるためのもの
64 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
　①ガスオーブンを有するもの
　②業務の用に供するために製造されたもの
　③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
　④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
　⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
65 次のいずれかに該当するものについては、判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
　ア　冷房能力が28キロワット（マルチタイプのものは50.4キロワット）を超えるもの　　イ　ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
　ウ 水冷式のもの　　エ　圧縮用電動機を有しない構造のもの　　オ　電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
　カ　機械器具の性能維持もしくは飲食物の衛生管理を目的とするもの　　キ　専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
　ク　スポットエアコンディショナー　　ケ　車両その他の輸送機関用に設計されたもの　　コ　高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
　サ　冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む）を有する構造のもの　　シ　専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機を駆動する構造のもの
　ス　床暖房又は給湯の機能を有するもの　　セ　熱回収式マルチエアコン
66 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
67　判断基準の対象とする「ストーブ」は、ガスまたは灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
　ア　開放式のもの
　イ　ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの。
　ウ　半密閉式ガスストーブ
　エ　最大の燃料消費量が4．OL/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ
　オ　最大の燃料消費量が2．75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ
68 次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
　ア　貯蔵式湯沸器
　イ　業務のように供するために製造されたもの
　ウ　ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
　エ　浴室内に設置する構造のガス風呂釜であって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
　オ　給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
69　次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
　ア　ポット式バーナー付きふろがま
　イ　業務の用に供するために製造されたもの
　ウ　薪材を燃焼させる構造を有するもの
　エ　ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー
70　次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
　ア　業務の用に供するために製造されたもの
　イ　ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
　ウ　ガスグリル
　エ　ガスクッキングテーブル
　オ　ガス炊飯器
　カ　カセットこんろ

| 分類 | 大項目 | 調達推進品目名 | 判断基準 | 配慮事項 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|

【照明】
71　次のいずれかに該当するものは、判断基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。
　ア　防爆型のもの
　イ　耐熱型のもの
　ウ　防じん構造のもの
　エ　耐食性のもの
　オ　車両その他の輸送機関用に設計されたもの
　カ　40形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくは直付け形のもの
　キ　鉱工業用機械用に設計されたもの
　ク　家具用に設計されたもの
　ケ　差し込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
　コ　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
【制服・作業服】【インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品】
72 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
　「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
　ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート
　（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
　イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
　「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
　ウ　回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
　エ　回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
【設備】
73 「節水コマ」とは、次のものをいう。
　ア　給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
　イ　判断基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13mmの水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
74 「定流量弁」とは、手洗い、洗顔または食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
　ア　ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
　イ　設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁1 個は、水栓1 個に対応すること。
　ウ　水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。